

第 19 回霧ヶ峰自然環境保全協議会議事録

- 1 日 時 平成 24 年 11 月 1 日（木）午後 1 時 30 分～3 時 30 分
- 2 場 所 諏訪合同庁舎 5F 講堂
- 3 出席者 26 団体
- 4 会議内容

【長田課長】

それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第 19 回霧ヶ峰自然環境保全協議会を始めさせていただきます。

本日はお忙しいところを、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は地方事務所環境課長の長田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、規約に基づきまして、土田座長に議長をお願いしたいと思います。

【土田座長】

座長の土田でございます。

本日は、大変お忙しいところ、また、朝方大変冷えて厳しい気候となりましたが、御参集いただきありがとうございます。

まず、冒頭に大変悲しいお知らせをいたします。

去る、9 月 12 日に霧ヶ峰ガイド組合の手塚宗求（テヅカ ムネス）様が御逝去されました。

手塚様は長年霧ヶ峰に暮らし、霧ヶ峰を愛し、当協議会においても貴重な御意見をいただくなど、霧ヶ峰の自然環境保全に多大な貢献をされた方でございます。心から御冥福をお祈りいたします。

さて、本年度第 2 回目の第 19 回霧ヶ峰みらい協議会の開催となります。

皆様の御協力を得ながら様々な問題につきまして、着実に解決していくことが必要でございますので、どうぞ忌憚のない議論をお願いします。よろしく申し上げます。

それでは、議事事項に入る前に皆様の御了解を得たい事項がございます。

本日、協議事項（2）の「第 2 回美ヶ原トレイルラン&ウォーク in ながわ大会報告書、モニタリング実施結果等について」の御説明に長和町様にお越しいただいております。

本来であれば、協議会の委員以外は発言権がございませんが、協議事項（2）は、もちろんですが、協議事項（1）にも長和町さんは深い関係がございますので、御発言いただくことを了解いただきたいと思います。

いかがでしょうか。

（異議なしの発言あり）

ありがとうございました。では長和町さん後でお願いします。

それでは、協議事項に入ります。

まず協議事項の(1)「諏訪地域におけるニホンジカの被害対策について」諏訪地方事務所林務課さんから御説明をお願いいたします。

【諏訪地方事務所林務課 金子課長】

資料1 諏訪地域におけるニホンジカの被害対策について により説明

諏訪地方事務所林務課長の金子でございます。

資料1を御覧いただきたいと思います。諏訪地域におけるニホンジカの被害対策ということで、前回の時に捕獲を含めてどういったことをやっているのかということを知りたいというお話がございましたので、その点につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、被害それから捕獲数等の現状でありますけれども、諏訪地域におけるニホンジカによる被害は、平成19年度をピークに横ばいという状況となっております。ただ、この状況については、皆様御存じのとおり、防護柵、防鹿柵等が管内127キロにわたって設置されているということから、どちらかと言うと防除の手薄な場所にニホンジカが移動して被害を及ぼしていて、実際の被害額に現れない被害と言うのが発生してきているというのが、現状でございます。

このような状況の中で、私どもとしては、ニホンジカを広域の視点でとらえまして、防護柵などの設置、それから、適切な維持管理の支援、あと、捕獲として防護柵の隙間の部分の要所での効率的な捕獲を組み合わせる総合的に被害対策を推進していきたいと考えております。

平成23年度の捕獲状況につきましては、下の図にございます。表にしますと、なかなか分かりにくいので、図に表してみました。諏訪地域のニホンジカの行動圏域と言うのは、概ね国道20号線を境界に右上と左下に分かれます。八ヶ岳山系と南アルプスこの2系統に個体群が分かれております。シカは右にも左にも行きますので、実質は富士見町の周辺といった所では交錯している部分があることは承知してございます。市町村ごとの捕獲数は、図に示したとおりです。八ヶ岳全体の個体群はその図にありますとおり1,397頭、南アルプス個体群では1,202頭という状況でトータルでは約2,600頭に余る捕獲を昨年度に実施したところでございます。この捕獲の内容につきましては約3割が銃によるもの、約7割が罠による捕獲になっている現状にございます。この捕獲数の中には、これから狩猟期に入りますけれども、昨年度11月15日から3月15日の狩猟期間の捕獲数も入れさせていただいているところでございます。

2頁目を御覧いただきたいと思っております。これは、まだ具体的に本年度の数字を申し上げるものではありませんが、24年度の速報値という形でまとめさせていただきました。9月末現在の同じような形での表でございます。これにつきましては、4月から9月までということで主に罠による捕獲による市町村別の頭数はこのような状況になっているところでございます。共通しますのが、今年度長野県で広域捕獲隊を設置しまして八ヶ岳原湿原周辺に

において捕獲を初めて実施しました。これが 39 頭含まれております。霧ヶ峰の一番端っこの方になりますけれども、そういった取り組みも進めているところでございます。

今後も関係市町村の皆様と、関係機関の連携によってニホンジカの行動を的確に把握しながら、防鹿柵の設置、適切な維持管理の支援、それから要所での効率的な捕獲に取り組んで行きたいと考えておりますので、また、お集まりの皆様の御協力を是非いただきたいと思っております。

遅れましたけれども、八島湿原の周辺の捕獲に関しましては、関係の皆様へたいへん御協力をいただきまして、こういった成果が出てございますので御報告をさせていただきます。

説明は以上でございます。

【土田座長】

ありがとうございました。

ただ今の御説明に関しまして、まず御質問がありましたらお願いいたします。

御質問ございませんでしょうか、もしなければ、御意見でも結構でございます。

ニホンジカの食害問題は、全国的な問題であり、防護柵だけでは部分的な保護しかできませんので、全体の個体数を効果的に減らすことが不可欠となっているのが現状です。

今後におきましても、効果的な駆除について実行していただきますよう、関係諸機関の御努力を是非お願いしたいと存じます

では、協議事項 (2) 「第 2 回美ヶ原トレイルラン&ウォーク in ながわ大会報告書・モニタリング実施結果等について」に入ります。コースに関する協議の経過を事務局から説明をお願いします。

【長田課長】

資料 2 「第 2 回美ヶ原トレイルラン&ウォーク in ながわ」のコースに関する協議経過により説明

資料 2 を御覧いただきたいと思っております。第 2 回目のコースに関する協議経過と言うことで、長和町さんと私ども当協議会との間で今年度のコースにつきまして協議をいたしましたが、その経過について御説明をしたいと思っております。

5 月 24 日付で大会の主催者でございます長和町長さん、信州・長和町観光協会長の連名で大会への協力をお願いする開催通知を当協議会座長あてにいただいたところです。

これを受けまして、5 月 30 日に開催しました当協議会において、本年度予定しているコース案等について皆さんに御報告をしたとおりでございますが、その中で車山高原の郡境ルートの変更を文書で主催者側に申し入れをすることが決定されました。

6 月 13 日に協議会事務局として私が、本日お越しいただいておりますけれども、長和町の産業振興課長さんを訪問させていただき、公式文書を手渡し、また御説明をさせていた

だいたとこであります。この文書につきましては、次頁の別紙 1 を御覧いただきたいと思ひます。6月13日付けの文書になります。文書の2段落目でございますが、まず、と言うところですが、昨年度のコースは国の天然記念物でございます、八島ヶ原湿原の北側を通過するルートでありまして、踏みつけによる裸地化と外来植物の侵入等の懸念がございまして変更の検討をお願いしたところ、今年度はコースを変更して湿原の北側を避けていただきました。これに対しましては、心から感謝しますと記載をしております。

次に、と言うところに入りますけれども、本年度のコースのうち車山高原を通過する区間については、郡境を辿るコースとなっておりますけれども、現況では歩道となっていないところがございます。このためにコース上には貴重な植生や地形等が分布しておりますので、大会参加者が多数になるんですけれども、そういった集中的な利用によりまして、自然環境への深刻な影響が強く懸念されるということでございます。

また、霧ヶ峰におきましては観光客等の皆様に既存の遊歩道及び登山道を適正に利用していただくことによりまして、自然環境を保全する取組を、協議会のメンバー初め関係団体が一体となって行っているところがございます。このため下から4行目に結論が書いてございますけれども、車山高原を通過する区間については大会参加者と、観光客等とのトラブル回避に十分留意された上で、既存の登山道や遊歩道等を利用するコースに変更してもらいたいと申し入れをしたところでございます。

1頁目に戻っていただきたいと思ひます。このような申し入れに対しまして、同日、産業振興課長さんから車山高原郡境ルートを、長和町の町内にありますエコーバレースキー場を通過するルートに変更したいという回答をいただきました。また、別の場所になるんですけれども、長和町の町内のコースの一部約30メートルについて笹刈りをする事について、私どもの協議会に同意をして欲しいと、依頼がございました。この箇所は、既存の登山道と森林管理署さんの作業道との間の部分で、道は現状ないものですから、そこを繋げてコースとしたいと、これにつきましては大会期間中のみ利用するとために笹刈りをしたいという内容でありました。

6月29日には、これまでの長和町さんとの協議を踏まえまして、当協議会の皆様に文書で意見照会をした上で、同意する旨を座長名の文書で回答したところでは、記載がございませんけれども、この文書の中では、ルートの一部に貴重な地形である構造土が分布しておりまして、この地形を破壊しないような配慮をお願いすることも付け加えております。

その後7月27日に長和町さんが私の所に、来訪されまして再度コース変更をしたいと、具体的には、エコーバレースキー場内を通過するルートの一部を「北の耳」「南の耳」を通過する郡境ルートに再変更したいと言うお話がございました。これについては、当初当協議会で問題視をいたしました車山高原郡境ルートを元に戻すということではなくて、既存の登山道を利用するという内容なので、一定の配慮はしていただいていることは理解をいたしました。ただ、協議会の構成団体の皆様に意見を照会する必要があったんですけれどもその時間がなかったことから、事務局と座長が協議した上で、8月3日付の文書で、コ

ースの再変更に対する回答をしたとごさいます。

この内容については、別紙2を御覧いただきたいと思ひます。8月3日付で当協議会事務局であります、諏訪地方事務所環境課長名で長和町産業振興課長さんあてに回答した文書となっています。2段落目に記載のように、コースの再変更について反対はいたしません、しかし、再変更コースに同意するのではなくて保留するものであると記載をさせていただいております。来年度以降に大会を開催する場合は、改めて当協議会に協議をお願いします、ということで、根本的に同意をしたのではないということに記載させていただいております。

それから3段落目の真ん中辺でございます。前述したように意見集約の時間がないということで、このことは、コースに関する大会主催者と、当協議会との協議が十分できなかったという昨年度の大会と同様の結果となってしまったということで、大変遺憾であることを述べさせていただいております。次の行にありますように、協議が不十分な状態のまま大会が開催されることがないよう要望します、ということに記載させていただいております。

次の頁であります、最後に、というところで2つ条件をつけさせてあります。1つは南の耳山頂から下る箇所それからゼブラ山山頂から下る箇所は、非常に急斜面でございすので、大会参加者にここを慎重に歩くように、運営スタッフの配置等により大会参加者に徹底をしてもらいたいという点。2点目が植生への影響等についてモニタリング調査をして欲しいと、この2点をお願いした経過がございす。説明は以上でございす。

【土田座長】

引続き協議事項(2)の「第2回美ヶ原トレイルラン&ウォーク in ながわ大会報告書・モニタリング実施結果等について」長和町さんから御説明をお願いします。

【長和町産業振興課 丸山課長】

皆さんどうもこんにちは。本日は、このような席に出席の機会をいただきまして、本当にありがとうございます。私、長和町におきまして「美ヶ原トレイルラン&ウォーク in ながわ」の事務局を担当しております、産業振興課長の丸山輝人と申します。よろしく御願ひします。それから、本日当町長和町から実際の担当としまして、御紹介させていただきたいと思ひますけれど、まず最初に私の隣に居るのが、商工観光係長の米沢でございす。(米沢です。よろしく御願ひします。)それから同じく後ろに居ります龍野主査(龍野です。よろしく御願ひします。)そしてもう一名観光協会の事務局長でございす、小林事務局長(小林でございす。)本日この四名でお邪魔をしております。よろしく御願ひいたします。

今御説明があつた訳でございす、このトレイルランにつきましては、昨年度から実施をされたということございまして、本年度につきましては70キロコース、35キロコースということ実施をさせていただきました。参加人数は全体で当初は1000人の目標とし

ておりましたが、最終的には出走した人数は 700 人強と言うことであつたわけでございます。これにつきましても、ただ今の御説明にあつたように皆様方の大変なる御理解と御協力をいただいた結果無事終了することができたわけでございますけれども、この後担当から詳細について説明をさせていただきますので御協議の方をよろしくお願ひしたいと思います。本日は、よろしくお願ひいたします。

【長和町産業振興課 米沢係長】

それでは、私から、資料に基づきまして説明をさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。初めに資料の 3 の 2 から説明をさせていただきまして続いて 3 の 1 という順番で説明をさせていただきたいと思ひますのでよろしくお願ひをしたいと思います。

資料 3 の 2 の関係でございますが、これについては、長野県環境部自然保護課の職員の方の立ち会いをいただいた中で、モニタリングを行いました。その結果について載せさせていただきますのでよろしくお願ひします。

それでは、初めに「美ヶ原トレイルラン&ウォーク in ながわ」大会概要ということで説明をさせていただきます。

開催日時につきましては 8 月 25 日の土曜日に実施をさせていただいております。朝の早朝 5 時スタートということで 70km のコースと 35km のコースということで 2 種類の主だった大会があつたわけでございますが、朝 5 時にスタートしたのは、70km のコースということで実施をさせていただきました。それから募集の人員につきましては、70km については 300 名、35km については 700 名ということで 1000 名募集人数をかけて実施をいたしました。それからコースについてでございますが、70km のコースにつきましては、たかやますキー場をスタートしましてゼブラ山へ向かい、また和田峠へ向かいまして三峰山、扉峠、茶臼山、美ヶ原高原、物見石山、和田宿、を經由をいたしまして、そこから更に大門峠へ向かいまして長門牧場を經由しブランシュたかやますキー場へゴールするという、これが 70km のコースでございます、これにつきましては、今年の大会から新たに新設をされたコースでございました。

それから、35km のコースにつきましては、昨年も実施した経過があつたわけですが、ブランシュたかやますキー場をスタートしまして同じくゼブラ山、和田峠、三峰山、扉峠、茶臼山、美ヶ原高原、物見石山を經由して和田庁舎へゴールすることで実施をいたしました。

2 のモニタリングの実施内容についてでございますが、事前と事後に実施をいたしました。

事前モニタリングにつきましては、8 月の 20 日と 8 月の 21 日に実施をいたしました。二班にそれぞれ分かれまして、コースを見た、モニタリングを行ったということです。

参加者につきましては、長野県の自然保護課の職員の方、上小地方事務所の環境課の職

員の方、我々長和町の職員と言うことで8月20日につきましては12名で参加をいたしまして事前のモニタリングを実施いたしました。8月21日につきましては計11名ということで実施をしております。

事後のモニタリングの関係でございますが、8月の28日と29日ということで二日に渡りまして、同じく二コースに分けまして実施をいたしました。参加者につきましては、事後のモニタリングにつきましては、県の自然保護課の職員の方、上小地方事務所の職員の方、そして諏訪地方事務所の職員の方、長和町と言うことで、10名で事後のモニタリングを実施いたしました。29日につきましても同じく二班ということで合計9名で実施をした経過がございます。

1頁めくっていただきまして、2頁になるわけでございますが、8月30日につきましては、同じく事後のモニタリングになるわけですが、これにつきましては、美ヶ原高原から和田庁舎までの間ということでございましたので、県の自然保護課の職員の方、上小地方事務所の職員の方、長和町より2名ということで計4名で実施をした経過がございます。その中段にコースマップが書かれておるわけでございますが、コースにつきましては先ほどの1頁目でございますルートが描かれておるわけでございますけれども、白黒で細かかったりして見づらいわけですが、先ほど説明していただいたものを図にしたものが、このコース図でございます。

3頁に行きまして、モニタリングの必要性及び視点ということで県の方の指導を受けております。また、モニタリングの結果についてでございますが、こちらの資料3の2の関係につきましては、美ヶ原方面よりのことについては主だった結果が書かれております。

写真につきましても白黒で載っております。事前、事後と比較をしていただければいいわけでございますが、ちょっと見づらい部分がございますが御了承をお願いしたいと思っております。以上が雑駁でございますけれども、県の自然保護課の皆さんにお作りをいただいた資料の説明です。

続きまして資料3の1、我々の方で作成をさせていただいた、長和町の大会報告書で御説明をさせていただきたいと思っております。

先ほど説明させていただいたとおり、8月25日土曜日、天候については、非常に天気が良い日に行われております。スタート時間につきましては70kmは午前5時にスタート、35kmについては8時スタートと言うことで開催をいたしました。8キロメートルのコースにつきましては、これは歩くコースと言うことでございまして、主に家族連れの皆さんが参加するといった内容でございましたので、10時にスタートしたという内容でございます。

大会の実績の関係でございますが、70km、35km、8kmということで記載をさせていただいております。70kmの大会につきましては、エントリーが235名有りましたが、当日出走したものが208名、完走者はその内72名ということで、完走率34.6パーセントということで、非常に完走率が少なかったという結果でございました。

35kmにつきましては、エントリー577名に対しまして出走は504名完走者が281名ということで、55.8パーセントの完走率ということでございました。

大会の結果の関係でございますが、70kmのこの大会につきましては、制限時間を設けて、それぞれの通過地点をクリアした上で14時間以内にゴールをするという時間制限がございました。その中で、男性の1位の方は8時間35分20秒という成績でございました。女性については10時間24分46秒ということでありました。

35kmのコースにつきましても8時間という制限を設けて、大会を行いました。その結果、男子の1位は3時間53分7秒、女子については5時間28分43秒ということで、結果が出ております。

スタッフにつきましては、長和町70名、運営会社30名ということで、約100名のスタッフで実施に望んでおります。

関係機関につきましては、東信、中信、南信森林管理署さんを始めといたしまして、多くの牧野農業協同組合の皆さん、あるいはそれぞれの財産区の皆さん、又、本日お集まりの霧ヶ峰の自然保全協議会の皆さん、非常に多くの関係の皆さんに御協力をいただいた中で大会ということで開催しましたので報告をさせていただきたいと思っております。

また、エイドステーション、この関係につきましては、途中距離が長いわけでございますので、主なものは給水所を設けたり、途中の簡易トイレを設けるといったのが、このエイドステーションということで、設置をいたしました。全体については6箇所ということで行いました。

案内板等につきましては、コース内に50か所。内容については、誘導看板、あるいは注意の喚起看板、距離表示といったものが主なものでございました。

2頁へ行かさせていただきますが、「全体を通して」ということで説明させていただきたいと思っております。

昨年度のコースは、国の天然記念物である八島ヶ原湿原の北側を通過するルートであり、踏みつけによる裸地化と外来種等の侵入等の観点からコース変更の申し入れを受けまして、車山高原、八島ヶ原湿原を出来るだけ回避をさせていただくと言う中で実施をいたしました。

また、先ほど、別の資料で御説明がありましたが、当初、長和町から、霧ヶ峰の自然環境保全協議会の皆様へお示しさせていただいたルートについて、70kmのコースの中で、実測をしたところ、全体の距離が70kmを超えてしまうといったことや、昨年の参加者からの意見等で、「北の耳」、「南の耳」の景観が非常に素晴らしいといった意見がありまして、是非そこを通らさせていただきたいということの中から、運営会社と協議をいたしまして、当初示させていただいたルートの一部を又、再度変更をお願いしたという経過があります。このことにつきましては、大会直前であったために、協議会の皆さんにお諮りさせていただく時間がなかったということについて、非常に皆さんには御迷惑をお掛けしてしまい、反省をしているところでございます。そんなことを受けまして、来年度開催す

るに当たりましては、大会の日程及び大会ルートにつきましては、出来るだけ早いうちに決定をさせていただき、霧ヶ峰の自然環境保全協議会の皆さんへもお示しをしながら変更のすること等のないようにということで考えておりますので、またよろしくお願いたします。

事務局での全体での感想でございますが、大会当日は、天候が非常に良かったということで、反対に良すぎたという中で、途中熱中症なのか倒れたというような選手が出てしまったということでございましたが、休まれて、特にその後問題はなくその日のうちに2名の方戻られたということでありました。非常に天気が良かったようでございました。

参加者の声でございますが、2行目になりますけれど、このレースはアップダウンが非常に厳しいと、かなり過酷だったという声がある中で、コースから見る景観の素晴らしさは最高であるというような意見が非常に多く寄せられたようでございます。

また、コース自体は非常にハードでございましたけれども、案内看板等、数多く付ける中で、道に迷うような選手も、ところもなくできて出来て良かったといった意見をいただいております。

最後に、完走できず、ほろ苦い思い出となったけれども、また、この素晴らしい景色の中で参加できたということで気分は最高だったと。来年は鍛えなおしてリベンジをしたいといった意見もありましたので、報告をさせていただきました。

3頁に移らせていただきまして、モニタリングの実施の結果でございます。

ルートの概要でございますが、霧ヶ峰の自然環境保全協議会の皆さんに関する部分でございます。

大門峠から殿城山、南の耳、北の耳、大笹山にかけてのモニタリングの結果でございます。この関係につきましては、先程も完走率が非常に少なかったということからも関係するわけでございますけれども、ここのルートを通った選手が約80名程だったということで、選手が少なかったという内容の中での結果でございます。

5頁の方へ移らせていただきますが、殿城山より先の分岐までの間は非常に狭いルートであるということで、追い越しや踏み付けには十分気を付けるように指示をいただき、選手の説明会において、追い越しをすることの無いようにというような指導をしております。その結果、追い越し等による踏み付け等ルートの損傷は見られなかったということで、報告をさせていただきたいと思っております。

最後になります、6頁の関係でございます。ルートの紹介でございますけれども、スタート直後、ブランシュたかやまスキー場のゲレンデを登り上げて大笹山から、男女倉山を超えた和田峠に向かうコースでありました。約700名がこの間を通過をしております。この700名に関しましては35kmと70kmの選手がダブル部分であるというような中で、およそ700名が通過をいたしました。それから湿原を避けるために男女倉山を下った地点から、約30メートルの区間の笹刈り、草刈りを実施させていただいた部分でもありました。

それから最後になります。7頁、モニタリング前の指摘事項は特には無しということで、モニタリングの結果についても、特に破損した道等見受けられなかったということで報告をさせていただきたいと思います。何れにいたしましても、非常に多くの関係の皆さんの御協力を得る中で無事開催することができたということで、感謝を改めて申し上げます。

それから、先ほども触れましたが、来年度実施するに当たりましては、いち早くですね、ルート決定、日程決定等をしまして、関係する皆さんへお示しをさせていただき、また、実施をしてみたいと思いますのでその時になりましたら、御理解と、御協力をいただきたいと思いますというふうに思います。簡単でございますが、以上でございます。

【長和町産業振興課 龍野主査】

ちょっと、補足説明をさせていただいてよいでしょうか。お願いします。

【土田座長】 どうぞ)

すみません。県自然保護課で作成いただきました、資料3-2の6頁を見ていただきたいかと思うんですが、モニタリング結果の明細の話になりますが、皆さんも気になさってるところですが、植生への影響というところがあります。6頁一番上の(2)なんですが、御覧いただきますと、特に、ルート全体にわたって植生への影響は確認されなかったという御指示というか、御指導をいただいております。また、一般利用者への影響につきましても、このエリアについてトラブル等報告がなかったと聞いておりますので、補足で説明させていただきました。以上です。

【土田座長】

どうもありがとうございました。県の自然保護課さんの方で、何か補足がありましたらお願いします。

【長野県環境部自然保護課 出口主任】

県の自然保護課の出口と言います。こちらの資料3-2の一番最後の部分であります。7頁で「保護と利用について」ということで、総括的な部分のところでございますが、一番下の①から④に列挙してありますが、一般の利用者や自然環境に配慮した秩序ある大会となりますよう、主催者の長和町の方には引き続きお願いしていきたいと思っております。次年度開催においても、こちらの観点に御配慮いただきながら開催あるいは協議ということで、お願いしたいと思います。以上でございます。

【土田座長】

ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について御質問がございましたらお願いします。

【長田課長】

2点質問させていただきます。1点目は先ほど資料2の別紙2で説明させていただきました8月3日付けの文書で、要望を出してございます。

南の耳山頂及びゼブラ山山頂から下る箇所は、急斜面であるので、スタッフを配置してもらい、慎重に歩くよう参加者に徹底してもらいたいとのお願いをいたしましたので、それについての状況を教えてもらいたいと思います。

2点目が笹刈りについてですが、八島ヶ原湿原を回避するために新しいコースを設ける中で、道路が繋がらない部分が30メートルあり笹刈りをしてコースとして使用したいとのことでした。大会期間中だけ使用するものであり、湿原を避けてもらうために必要なことであるということで、協議会の皆様にお諮りした上で、賛成したわけですが、期間後に登山客が登山道と誤って入らないよう、立入り禁止等の表示をしていただくことが必要ではないかと以前に申し上げてありますが、これの対応について教えていただきたいと思っております。

【長和町産業振興課 米沢係長】

1点目につきましては、急斜面であるということで当日は注意喚起の看板を設置いたしましたし、運営会社のスタッフを配置いたしました。

2点目につきましては、植生へ影響を与えないよう、また、一般の登山者の方が誤って入らないよう、ここから先は通常のルートではありませんと、立入り禁止看板を設置させていただきました。

【長田課長】

わかりました。

【土田座長】

ほかに御質問ございませんでしょうか。どうぞ。

【信州大学 大窪教授】

資料3-2についてですがモニタリングの実施主体は、文書としては、環境部の自然保護課と書いてありましたが、長和町ではなく自然保護課が実施主体になるのでしょうか。

【長和町産業振興課 米沢係長】

今年はモニタリングの実施主体は主催者側ということでございましたので、長和町から自然保護課の方へお願いをし、また、上小地方事務所の環境課の皆さんへもお願いの依

頼をして実施をさせていただいたというわけです。

【信州大学 大窪教授】

わかりました。モニタリングについてですが、モニタリングを実施するにはその項目なり手法なりを検討しなければならないと思います。また、実施者については、客観的に判断・調査ができる専門家が行うという必要があると思いますが、今回の実施項目・手法はどこで検討されて行われましたか。

【長和町産業振興課 米沢係長】

実施の方法についてということですが、詳細な項目などは作りませんでした。自然保護課の皆さんと一緒に歩きながら、ここはこうだね、そこはこうだねと確認しながら行いました。今後につきましては、先生方にお伺いする中で細部の項目を詳細につくり、御指摘をされる分についてモニタリングをしていきたいと考えております。

【信州大学 大窪教授】

モニタリングについては、客観的に専門家が行わなければならないということで、実施主体の中でそのような方がいらっしゃればよいのですが、客観的かどうかわかりませんが、今回の場合は自然保護課の中にそのような専門家の方がいらっしゃったのかお伺いしたいと思います。

【自然保護課 出口主任】

自然保護課のモニタリングについて説明させていただきます。資料 3-2 の 3 ページを御覧ください。この資料は自然保護課の職員が作成しまして、報告については長和町から行われているところです。今おっしゃられた専門家は私達職員で一定の自然公園・植生に対する知識を持った人間が環境課とともに行ったものでございます。先生の御指摘のとおり専門家のより高度な専門知識の部分も必要かと思いますが、キロにしまして、70km にわたる区域を歩いて、こちらの区域については、自然公園内の区域を重点的に回っておりますが、長距離にわたる区域をご同行いただくということがございますし、また、こちらの事前モニタリング、事後モニタリングの観点を頭に置きまして、実際の踏査により確認させていただいたところです。また、専門的な知見からモニタリングにつきまして、どのような観点到配慮していけばよいか御助言をいただければありがたいです。よろしく申し上げます。

【信州大学 大窪教授】

今は、質問というところですので、助言は、また別の機会に御返答させていただきますが、御協力は、惜しみませんので、よろしく申し上げます。

【土田座長】

今のやり取りで、モニタリングに関しましてはその方法やレベルにつきましては、改めて検討されるということでございます。

ほかに御質問ございますでしょうか。どうぞ。

【霧ヶ峰パークボランティア連絡会 野口代表】

試しにトレイルランとはどういうものかと思って、出場してみたんですけど、マラソン大会と違いまして、競技内容の説明等がありまして、普通のマラソン大会だとなかったり、あっても紙に書いてある程度ですが、最初に自然保護に対して注意して参加してくださいとの説明があり、その中でコースを外れないようにとか、ゴミを捨てないようにとか、一般の方に道を譲るよといった話がありました。実際走っている中では、見える範囲では、道を外れて走っているような人もいなかったし、ゴミも別に特に目だたなかったんですが、モニタリングのところはどういう話になっているか分かりませんが、個人的に感じて変化があったのは、ゼブラ山の急な下りのところです、浮石が多かったんですが、さすがに 700 人通ると浮石が全部下に移動しました。逆に歩き易くなったといえば、歩き易くなったのですが、普通のマラソン、ここでは諏訪湖マラソンとは違い歩くのと走るのとの中間ぐらいで下りを走って、小走りに走るくらいで、登りは、私は真ん中より後ろにいたので登りは全部ウォーキングでした。運動靴っていうせいもあるんでしょうか、道にはほとんど足跡もつかないし、変更も感じなかった。終了後 70km コース殿上山もぐるっと一周巡回したが、大会があったのか、なかったのかわからないくらいに痕跡はほとんどなかったが、一つだけコースのテープがまだ、木にぶら下がっていたことがあったくらいで、特に、道の負担には何もなかったような、ここで大会があったかどうか、で終わったのではないかと思います。美ヶ原の方は、道が広がるので、観光客の方がいたが、別に 2列でも通れるくらいで問題はなかったと思います。以上です。

【土田座長】

ありがとうございます。御意見はございますでしょうか。どうぞ。

【自然保護レンジャー世話人会 三村氏】

お聞きしたいのは、雨天の場合も決行するわけですね。どうでしょう。

【長和町産業振興課 米沢係長】

雨天の場合状況にもよります。例えば台風が来ているとか、そういう場合は、中止する場合もございます。

【自然保護レンジャー世話人会 三村氏】

たまたま、私も八島にいましたが、非常に晴天の日で恵まれていたのでよろしいと思います。モニタリングにさほど問題がなかったと言われてはいますが、これが雨天の後であれば、かなりの変化があったように私は思います。急な下りが 2 箇所あります。そこへ運営会社の人たちが張り付いて、ある程度見たと言われてはいたけど、一概に晴天の時だったので良かったというふうでなくて、雨天の場合を考えたときに通常山を歩く人たちでもどうしても雨天の場合は、外輪山を歩く。防火帯でも水たまりを避けるようなことがあって、草原の中へ入って歩き、そこが裸地化につながっていくということが今までもずっとあったので、今確認したのは、雨天決行の場合の後のモニタリングはかなり慎重にやっていたかといけな。今回は良かったが、そのあたりが、今後懸念される場所があります。以上です。

【長和町産業振興課 米沢係長】

ありがとうございます。御意見、おっしゃられるとおりでと思っております。今回晴天だということで、地盤も固いということで、変化もあまりなかったということですが、私ども、今回の場合にも地盤の柔らかいような場所には、これが良いか悪いかかわからないですけれど、藁等を敷きましてなるべく変化の無いようにということで、当然、終わった後は撤去をしてありますが、そんなような対策は取らせていただきました。

最初から雨天の場合について、全コースそういうことを、やるわけにはいきませんので、そういうことも考慮しまして、大会の実施についてそんなようなことも考えて対策としていきたいのでよろしくをお願いします。

【土田座長】

他に御意見がございますか、どうぞ

【霧ヶ峰インタープリテーション KiNOA 代表山川氏】

こういう大会を開くと、多分、来年度の大会予定者が下見をしたりとか、個人的に入る方がいらっしゃるのではないのでしょうか。

【長和町産業振興課 米沢係長】

多分そういうことも、あると思いますが、私ども 2 回しかやってないもので、経験のあまり無いとこで申し上げて申し訳ないんですけれども、これは当然、運営会社フィールズというトレイルランについては、非常に経験のある会社が運営しているわけですが、そういう部分については、フィールズという運営会社の方にまず、こういうことでちょっと事前に歩きたいんですけれどもという連絡があると思います。そういったときは、注意喚起、いろんな部分での注意喚起をするように、こちらの方から指導したいと思っています。

【土田座長】

よろしいでしょうか。他に御意見がございますか、どうぞ。

【信州大学 大窪教授】

協議会の事務局を通じて長和町さんの方には、伝わっているかと思うんですけども、郡境の稜線は、地形のレッドリストにも登録されています構造土地形が分布してございまして、この構造土地形というのは、周氷期に主に出来た地形ということで、もう二度と復元することは出来ないというような、貴重な地形と、後、現在も凍結融解作用がありまして、現在も構造土が発達している部分もございます。地形的な専門研究が進んでいないので、どの部分に、この貴重な構造土が分布するかという詳細なデータは無いんですが、先ほど参加者の方が特に眺めが良いとおっしゃっていました、北の耳とか南の耳の辺りですね。それから、今回笹を刈ったルートなども、実は構造土が分布しておりまして、非常にレッドリストに挙がるような、地球の歴史をそのまま物語ってくれる、貴重な文化財なり地形、それから、それに応じた植生が分布しているというような、非常に地域にとっては重要な資源にもなるような景観資源ですので、そういうところを今後活かしていただいて、このような、競技のときには気をつけていただきながら保存ということで、地域振興にも活かしていただいて、再認識していただけたらありがたいと思います。

モニタリングの項目には、ミクロな地形の改変というようなところは、多分あまり、考慮されなかったのかなと思うんですが、構造土はどの部分が構造土なんだろうというようなことも気をつけて見ないとわからない点もございますので、そのような、ミクロな地形についても、モニタリングの項目に入れていただくというようなことをお願いしたいと思います。以上です。

【土田座長】

はい、どうぞ

【長和町産業振興課 米沢係長】

今、先生がおっしゃられる、構造土のことについては、課長さん（長田課長）の方からも十分御指摘いただいております、私どもが注意していかなければ、今回の大会につきましても、その辺のところを頭の中に入れて大会を実施したわけですが、今後につきましても、また、先生に御教示いただきながら、進めさせていただきたいと思いますので、その節は、また、よろしく申し上げます。

【土田座長】

ほかに、御意見ございませんでしょうか。

70 キロという長い距離なので、事前にルートを詳しくモニタリングすることは現実的に

無理ですが、何箇所か今構造土の傾斜土も含め重点地区と言いますか、そういうところが、選択されると思いますので、そういうところをある程度モニタリングのレベルを上げてです、ねやっていたとすることは考えられるんじゃないかと思います。是非長和町さんの方も、また、次回もし実施されるのならばそこらへんの御考慮をされたらどうかと思いますので、お願いいたします。

平成 25 年度の大会につきましては事前に協議が必要になると思われまますので、よろしくお願ひします。

なお、長和町及び長和町観光協会さんにも当協議会の構成団体となつていただいた上で、協議や調整を行った方が良いのではないかと考えております。これにつきましては、後ほど事務局から提案する予定でございます。

【土田座長】

では続きまして報告事項に入ります。(1) 草原環境維持・再生モデル事業につきまして、県の自然保護課より説明をお願いします。

【環境部自然保護課 出口主任】

資料 4 草原環境維持・再生モデル事業について説明

【土田座長】

ありがとうございます。只今の御説明に関しまして何か御質問ございましたらお願いします。御意見等でも結構です。

【長田課長】

まだ確定ではないですが、来年度の説明をさせていただきます。資料 4 の 1 ページ目の図面でございますように、既設の電気柵と今回モデル的に低く立体的なタイプの電気柵を設置したわけですが、図面にはございませんが近くの富士見台にも囲う形で電気柵を設置しております。以上は長野県がモデル的に設置をしている箇所であります。他には、牧野組合さん、観光協会さんで設置している場所もございます。この設置箇所どこでも同じですが、漏電防止のための草刈作業が多大な労力を必要とします。今年度までは、霧ヶ峰自然保護センターに臨時職員を雇用しましてその職員と、諏訪市観光課の方でシルバー人材センターに委託する予算を確保していただき、シルバー人材センターの作業員により草刈作業を行ってまいりました。来年度につきましては、霧ヶ峰自然保護センターの臨時職員の予算がなくなってしまう予定です。また先ほど説明しましたモデル的に実施した低いタイプの電気柵ですが、今年度はコンサル会社に電気柵の効果を調査委託してまいりまして、コンサル会社で草刈等の管理をしてまいりました。この予算も来年度はきわめて難しいこととなります。ただ、これだけ効果が上がっておりますので、来年度も同規模は設置しなければなら

らないと考えております。そうしますと、この草刈等の維持管理の作業をどうするかという問題がございます。また諏訪市さんと相談させていただきたい訳ですが、シルバー人材センターさんだけでは難しいとなれば、地方事務所の職員や諏訪市の関係課の職員が出向いて刈らざるを得ないとなってきます。それだけでは難しい場合には、地権者の皆さま、協議会の関係の皆様で御協力いただける方をお願いする可能性もございます。次回の協議会では、25年度の事業計画について御協議いただきますが、それまでにこちらの方でつめまして、場合によっては皆さまに御協力をお願いすることもございますがよろしくお願ひします。

【土田座長】

何か御意見ございますか。

実際、効果が上がったということと、景観的にかなり配慮されたため、観光客からも特に無かったと聞いております。このモデルはコンサルさんの方でやっておりますのでその結果はいずれ報告していただきます。

いま課長さんから言われたとおり今後の維持管理について改めて御協議いただきます。

【土田座長】

続きまして、報告事項（2）霧ヶ峰高原草原再生事業 平成24年度 第12回雑木処理作業結果について諏訪市から説明をお願いします。

【諏訪市 伊藤生活環境課長】

資料5 霧ヶ峰高原草原再生事業 平成24年度 第12回雑木処理作業結果について説明

【土田座長】

ありがとうございました。只今のご説明に関しまして何か御質問ございますでしょうか。

【信州大学 大窪教授】

資料についての質問ですが、資料の実績表の数値と地図で示されている面積が違ふと思われませんかでしょうか。

【諏訪市 伊藤生活環境課長】

申し訳ございません。実績表には緊急雇用の面積は入ってございません。緊急雇用については22、23年度でそれぞれおよそ70ヘクタール、別にやっておりますが入っておりません。

【信州大学 大窪教授】

分かりました。もう一つ意見ですが、諏訪市さんの方で雑木処理やっただいておりまして、大変御苦労様という思いでおります。一方で協議会におきましては、自然再生計画を25年度中に策定する予定になっておりまして、その中でどのように雑木処理を進めていくかということも、だんだんと決まってくると思いますが、そのスケジュール等に合わせながら来年度も実施していただければありがたいと思います。

【諏訪市 伊藤生活環境課長】

そういう御意見、考え方ありますので、順次取り込みながら実施をしていきたいと思っております。

【長田課長】

今の関連で申し上げたいのですが、大窪先生の方からお話がありましたように霧ヶ峰自然保全再生推進計画の策定に今年度着手したところでございます。10月24日に自然再生部会を開催いたしまして策定の作業がスタートいたしました。この自然保全再生推進計画におきましては、現在の実情をふまえて草原、樹叢、湿原、森林等の調和を考えた霧ヶ峰の区画割を行ったうえで、昭和30年代前半の状態に再生することを目指しつつ、状況に応じた適正な目標を設定し、そのための手法、手順を提案しようという計画になっております。保全再生の手法としましては、雑木処理、草の刈り取り、火入れこれらの組み合わせで整合性を図っていくと。また計画的、継続的に行うことを検討することになります。現在、諏訪市さんで説明のあった雑木処理の取組みをしていただいております。また財産区さん、牧野組合さんにおきましても取組みを行っていただき感謝しております。雑木処理、火入れも含めてですが、こういった取組みの引き続きの実施をお願いしたいと考えております。保全再生推進計画の策定によりまして、霧ヶ峰全体の目標植生の設定に基づきまして、計画的、継続的におこなっていくことを考えております。このためには、先ほど伊藤課長さんからお話ございましたように、組合の皆さまの高齢化ということもありますから、参加者の裾野をいかに広げていくか、そういった方策も必要だと思っておりますので計画に盛り込みたいと考えております。諏訪市さんのおこなっております雑木処理につきましても、この計画ができた後には整合性を図って連携をして進めて行きたいということをお願いしたいと思います。計画策定のスケジュールでございますが、部会に参加されている皆さまはご承知であります。改めて申し上げますと、今後部会を4回程度開催する予定になっております。当協議会への中間報告ですとか、地域の住民の方たちからの意見募集をおこなったうえで、来年10月ごろまでには最終案を協議会に諮ってまいりたいと考えておりますのでご協力をよろしく申し上げます。

【土田座長】

只今の課長さんのご説明をふまえ何かご質問ございますでしょうか。

【環境会議・諏訪 飯田氏】

雑木で切った木は、そこへ捨ててしまうのですか。外へ出していますか。どちらですか。

【諏訪市 伊藤生活環境課長】

出してはいません。

【環境会議・諏訪 飯田氏】

出すのが大変なことはよく分かるけれど、薪として商品価値はまったく無いのですか。

【諏訪市 伊藤生活環境課長】

御指摘のとおり、薪としての価値がある人もいます。ただ今回の場所については皆さまご存知かと思いますが、非常に急傾斜の場所、たぶん今まで雑木処理をお願いした中では一番急傾斜な場所だと思います。そういうところから実際に引き上げるということは非常に難しいと。また経費も掛かると判断いたしましたので、枝払い更に木をできるだけ小さく切って重ならないように分散的にそこに置いて、自然に朽ちるのを待つという対応を取っております。

【環境会議・諏訪 飯田氏】

そうだと思うけど、逆に言うとその木を自家用の薪にするため持ってきたら法的に違反ですか。

【諏訪市 伊藤生活環境課長】

雑木ですので、残す必要がない木ということを前提で切っているわけです。ですから活用される方がいらっしゃれば活用することは不可能ではないと思います。ただし、そのために進入路を作らなければいけないとか、あるいは搬出によって現在の植生を傷めてしまうことも場合によってはありうる訳です。それとどちらがいいか論議の分かれるところと認識しております。私共も、ただ放置することがいいかどうかということは常に頭の中に入れて対応しております。平成18年、19年ぐらいの雑木処理の場所はちょうど遊歩道の近隣だったこともあり、移動式のチップ機を中に入れて一部チップにしたこともございます。常に搬出量のことを考慮しながら今後も場所の状況によっては搬出、あるいはチップ化も考えながら施行していくしかないと考えております。

【環境会議・諏訪 飯田氏】

いわゆるバイオ燃料がありますよね。本来は切った木は搬出してエネルギーとして活用

することを将来考えてほしいと思います。

昨年、ガボッチョの下でミズナラを切ったところは、道をつくって運び出しましたよね。

【諏訪市 伊藤生活環境課長】

つまり、そういうことをするべきだというお考えでしょうか。

【環境会議・諏訪 飯田氏】

今の話はよく分かるけれど可能な限りは。この場合はビーナスラインの真下に切った木が転がっているんですよね。景観上問題があると思うし、バイオ燃料として利用できるのであれば。コストの面で今は利用できないことは分かりますが、将来は活用も考えてほしいということです。

【諏訪市 伊藤生活環境課長】

御意見として承っておきます。

【霧ヶ峰高原牧野農業協同組合 田村組合長】

今年度、雑木処理をしていただきました。事前に諏訪市の職員の方と道を作ったときは、半日で難しいと思ったわけですが、ここにおられる方、色々な関係の方、大勢に出てくださいまして、午前中で本当にきれいになりましてありがとうございました。

雑木の使い方の話が出ましたが、今年度の場所は本当に急な場所で、岩や石がかなりありまして搬出は難しいと思います。

【霧ヶ峰強清水自治会 朝倉会長】

確認をさせていただきたいのですが、今の話にも出ましたが昨年のカボッチョ北斜面の木材搬出の道、あれは現在閉鎖したのか、それとも運送のため常時は入れるのか。私は毎日暮らしているため、あそこの道がかなり気になって仕方ないのですが。これからどんなふうにするのか確認をさせていただきたいのですが。

【諏訪市 伊藤生活環境課長】

今の御質問は、今後も利活用する予定かどうかという質問でよいでしょうか。

【霧ヶ峰強清水自治会 朝倉会長】

それか搬出だけに作った道なのか、ということです。

【諏訪市 伊藤生活環境課長】

私どもの方では搬出だけに作った道と基本的に判断しております。

【霧ヶ峰強清水自治会 朝倉会長】

わかりました。今後はだんだん修復されていくかと思います。飯田さんの先程の話にもありましたが、一度道を付けてしまうと、山というのはそこから雨が流れて土が露出してとなります。電気柵の草刈のあともそのあと整地しなくても何年もあとが残るということです。きれいな草原を回復している、そんな雑木処理なので、木材を搬出する維持行為だけは、皆さんの議論をよくした後におこなってほしい。私はそういうことは必要だとも思っています。

【土田座長】

今の問題、伐採木の処理・活用、搬出路の保全に関しまして、今後十分な検討が必要な議題として関係機関にお願いしたいと思います。

諏訪市さん、多くの関係機関の皆さまには、当協議会の基本計画に沿って雑木処理を進めていただき感謝申し上げます。平成 25 年度以降も色々お世話になりますが、課題もご検討いただきながら御協力をお願いいたします。

【土田座長】

最後に、報告事項（3）各団体が実施した、又は実施する予定の事業について、各団体から報告がありましたらお願いします。

（特になし。）

事務局から何かありますでしょうか。

【長田課長】

資料はありませんが、天然記念物保存管理計画策定のための調査費の予算化につきまして、現状の経過報告をさせていただきます。八島ヶ原、踊場、車山の三つの湿原は、乾燥化や土砂の流入が進んでいまして、環境や景観の変化が懸念されています。このため国の天然記念物に指定されておりますこの三つの湿原の保存管理計画を策定して、適切な保存管理をして計画的に対策を講じていくことは当協議会で決定をされております。しかし、計画策定のための調査を諏訪市及び下諏訪町の教育委員会さんをお願いしてきたところでございますが、財政状況が厳しい折、また事業の優先順位の問題もございまして、未だに調査事業費の予算計上には至っていない状況でございます。25 年度、来年度の当初予算計上につきまして御報告をさせていただきます。調査事業費は三つの湿原合わせまして約 2,300 万円ということで積算をしておりましたけれども、これを相当圧縮することが必要だろうということで、8 月までの間に私ども事務局に土田座長さんにも加わっていただきま

して、諏訪市、下諏訪町の教育委員会さんと合わせて3回程度の打合せ会議を重ねてまいりました。調査内容を計画策定のための必要最低限に絞り込む作業をした結果、約1,200万円程度の調査費に圧縮できるのではないかと、場合によってはちょっと膨らんでしまうということですが、調査費の見直しを行うことができました。これを基に諏訪市、下諏訪町の教育委員会さんに予算計上の前提となります、実施計画への盛り込みをされることをお願いしております。諏訪市さんにおかれましては先日市長さんへの実施計画の説明が行われたということで、この査定結果がしばらくすると出てくるとお聞きしております。その結果が分かりましたら、関係の団体にお知らせしてまいります。

【土田座長】

ありがとうございました。只今の御説明に関しまして何か御質問、御意見等ございましたらお願いします。

(特になし。)

予算案を縮減して再度、関係機関をお願いしている状況であります。またその結果次第で協議会としても何らかの対応をする必要があると思われませんが、その際にはまたよろしくをお願いします。

他に事務局からありますでしょうか。

【長田課長】

当協議会への新規加入について御提案させていただきます。トレイルランの開催をはじめといたしまして、霧ヶ峰の自然環境の保全と適切な利用その調和をどのように図るか、そのことについて相互理解と協力のうえで進めていかなければならないと考えております。またニホンジカ対策については、隣接する地域との連携により取り組んでいくことが非常に重要となってきております。こういったことから長和町さんと信州・長和町観光協会さんには、当協議会の構成団体として加わっていただくことが必要だと考えております。また現在当協議会にはニホンジカに関する専門家がいらっしゃらない状況でございます。霧ヶ峰におきましてニホンジカの調査研究をしていただいております、信州大学農学部の泉山教授に是非この協議会に入っていただきたいと考えております。以上の団体及び有識者を当協議会の構成団体として新規に加入いただくことについてお諮りしたいと思います。なお、当協議会規約第9条第3項に重要事項につきましては構成団体機関の3分の2以上の同意を持って決定すると規定されておりますので、本日ご意見いただいたうえで最終的には、本日欠席されている団体も多いものですから後日文書で賛否を照会させていただきますのでまた御回答をお願いしたいと思います。

【土田座長】

色々な状況の変化から新たにメンバーに加わっていただきたいという長和町さん、長和町観光協会さん、泉山教授さん、御三方に関しまして加入の是非についてということでございます。今課長さんが言われたように、最終的な賛否に関しましては文書でお伺いすることになります。この場では賛否を決めませんが、何か御質問、御意見等ございましたらお願いします。

【長田課長】

御発言ないということは、そのとおりと御理解いただいたものと理解いたしますので、また後日御回答をよろしく願いいたします。

【土田座長】

他に出席者の皆さまから何かありますでしょうか。

【諏訪建設事務所 岩松維持管理課長】

霧ヶ峰、ビーナスラインの除雪の関係で少しお話をさせていただきたいと思います。除雪につきましては、前々から茅野市の観光協会さん、車山高原自治会長さん、車山高原観光協会さん、信州総合開発観光さんの方から大門峠から車山の間、約3キロの位ですが除雪が霧ヶ峰の方から行っていくものですから、あそこが一番最後になってしまう。通勤、通学にも利用している道でありますから車山から大門峠の3キロについて、是非早めに除雪をしてもらいたいという要望書が何回もあがってきている中で、今年度は最近入札がありまして開札で候補者が決まっておりますけれども、その入札の条件の中に車山から大門峠間約3キロについては6時半を目安に除雪を完了させるということを明記して開札になっております。今まで除雪が遅かったために接触事故、スリップがあったというなかで、今年度からはその区間については機械を一台導入しまして大門峠の方からもかいていくことになっております。当面はそのような形でうちの事務所も考えておるわけですが、その要望書の中に凍結防止剤も撒布をお願いしたいとありまして、今回結論的なものは直ぐに出ないと思いますが、そういう意見があるものですから霧ヶ峰環境保全協議会の皆様方にご意見ををお願いしたいと思います。

【土田座長】

ありがとうございました。今の御説明いただきましたように大門峠から車山までのビーナスライン、凍結防止剤をまいて冬季の交通事故等をないようにしたいという地元の要望があるということで、建設事務所さんから当協議会の意見を伺いたいとの御提案ですが何か御質問、御意見等ございましたらお願いします。

【諏訪建設事務所 岩松維持管理課長】

平成14年ですか、有料道路を企業局から建設事務所に移管されまして管理しているわけですが、企業局の段階の時も除雪だけをやっておりまして融雪剤というのはやっていない、という中で引き続き建設事務所の方でも除雪のみ行っております。除雪につきましては先ほど述べましたように、優先的にその所もう一台投入しまして3キロ間については早めにやるということで、だいぶ前進したかと思っておりますが、引き続き融雪剤もと話があったものですから。2年ぐらい前の諏訪地区観光客安全対策推進協議会の場合でも議論があった話ですが、そのときには今後研究して行かなければいけないという形で終わったときいております。

【環境会議・諏訪 飯田氏】

塩カルクの件ですが、これ害がある、ないと色んな説があつて私はっきりと分からないのですが、諏訪湖の富栄養化問題が絡んでくるのかどうか、県はどのような見解か。もう一つ、尿素が融雪剤として使われていますよね。尿素は明らかに諏訪湖の富栄養化に絡みます。そこを県はどうお考えかまず教えてください。

【長田課長】

一般論になってしまいますが、建設事務所さんの方にも調べていただきたいのですが、こういったことについての影響調査が国の外郭機関でも実施されたことがございます。私もその書類をパラパラと見たことがあるのですが、私ここに来る前に県の道路管理課に居たものですから若干承知をしておりますが、植生の直接的な影響というものはない、あまりない、ほとんどない、見られなかったという調査結果のレポートもございます。ただ、飯田さんが御指摘のとおり塩カルクを撒いたときに、側溝の水路に伝わってそのまま排出されればよいのですが、草原の方にそれが広がるといいますが浸透して行った場合に栄養分になるものですから、土壌の富栄養化が、霧ヶ峰の生態系にどのような影響があるのか心配といたしますか、見ていかなければならないと思っております。諏訪湖の富栄養化につきましては、農地、森林、自然界色んな所から汚濁負荷が諏訪湖に流入しているわけでございます。ただ、量的なことからすると農地における化学肥料の使用に比べれば、たぶん問題となる量ではないのではないかと気がします。気がするだけで十分見ていないものですからまた確認したいと思えます。

【環境会議・諏訪 飯田氏】

塩カルクはそのとおりで正直言って害があるのかハッキリ分からないですね、諏訪湖に対して。でも尿素は明らかに富栄養化の原因になりますよね。尿素撒くことはないですか県の関係は。

【諏訪建設事務所 岩松維持管理課長】

今基本的に撒こうと思っているのは、通常今まで塩カルというのが多かったのですが、塩カルもコスト的に高いということで、今は国交省とかでも塩ナトという食塩を撒くことが多くなっています。尿素的なものは撒くことはありません。

【環境会議・諏訪 飯田氏】

何れにしても化学物質を撒くということは、霧ヶ峰に関せず水系も傷つけることはありえると思うのです。人命とどっちが大事かと言われればそれは人命が大事と決まっていますけれど、極力使う量を減らして長い目で減らすことを考えることが必要かと考えます。

【長田課長】

流域全体の量になるかと思えます。融雪剤と凍結防止剤、それは撒かないほうが諏訪湖への汚濁化はないですけれども、これはやっぱり必要性との絡みだと思えますし、県も積極的に撒くという方針ではないと聞いております。そんなことで御理解いただきたいと思います。

【信州大学 大窪教授】

植生の専門家としてですね、塩カルの植生への影響がないどうかというのは、ハッキリとした実験が行われていないのかなと思います。それで塩カルを道路に撒くということは周辺の土壤に浸透していくことなので、土壤がだんだんとアルカリ性になっていくというのは免れないことで、アルカリ土壤には通常の植物よりも外来植物がだんだんと進入しやすい条件になってくるのではないかと、一般的には言われていることはあります。しかしながらきちんと検証されているわけでもありませんので、必要以上に使わないということは一番大事なことかと思えます。まったく使わなければ人命というところで、人命を守ることが大事かと思えますのでそのあたり御配慮いただければと思います。

【車山高原観光協会 武田氏】

塩カルの件ですが、要望として出させていただいたのは全面的に撒くというよりも、カーブあたりとかにできれば撒いていただきたいと思います。植生への影響ですとか私共もよく分かっていないのですが、完全に除雪していただくのが一番ありがたいのですが、そういうことも考慮しながらできれば最低でもカーブのあたりですとか融雪剤とか使っていただくことはできないかという話です。その辺を検討していただければと思います。

【環境会議・諏訪 飯田氏】

できたら信大農学部で塩カルと植生について是非研究してください。切実な問題です。

分かりませんか、研究者として失格だと思います。分からなければ調べてください。国や県も補助金をおおいに出してください。よろしくお願いします。

【諏訪建設事務所 岩松維持管理課長】

今カーブとか日影の話があったのですが、実際うちには塩カルがトンパックというでかい袋に入ってくるのですが、それ以外に小さい 20 キロの袋に入ってくるのがありまして、どうしても凍っていて日陰のところについては、若干塩カルなり塩ナトなりを地元の皆さんほしいと言われていまして配布した経過があります。ただどのくらいの範囲がどういう風に凍っているか、私共でもよく見ていないものですから、またその辺を見ながら検討していきたいと思います。

【土田座長】

他に御意見ございますでしょうか。

交通事故等を懸念されることはもっともだと思いますが、融雪剤の影響につきましては色々まだよく分からないことがございます。融雪剤の一つに食塩の入っているのを撒かれる、その方が安価で多くなってきているとありましたが、私も実は乗鞍岳の高山帯のスキー場というか大雪溪のところで食塩を撒いて雪を固まらせていることがありまして、そういう事例で植生の影響を調査したことがございます。また、他のスキー場で融雪剤を使って雪の管理しているところの植生を調査したこともございます。それらは環境省の調査委託だったわけですが、特に国立公園や国定公園等におきましてはそのような知見や事例報告があると思いますので、建設事務所さんの方でもそういう所の資料等を見ていただいて更にご検討いただいてよりよい方法、より適切な融雪剤というものをご確認いただいて実施するかしないかを検討していただければと思います。建設事務所さんとしてはいかがでしょうか。

【諏訪建設事務所 岩松維持管理課長】

例えば、松本の方の中部国立公園とか県道も持っているところもありますから、そういう他の建設事務所の国定公園等ですとかの状況を調べる中で検討していきたいと思います。

【土田座長】

地元の強い御要望もあるかと思いますが、それも含めて建設事務所さんに適切な対応していただければと思います。よろしくお願いします。

【土田座長】

他に何かございますか。

【霧ヶ峰パークボランティア連絡会 野口氏】

意見ですが、先日の部会のときに小和田牧野の組合長さんの話で、池のくろみで昆虫を捕っている人がいるのでやめさせられないかということでしたが、法律的には国定公園で規制がなければ無理だということですが、ただ法律の隙間を抜いて採取するというのはどうも。私も今年捕っている人がいてお願いしたんですが、そういう捕ってはいけない法律があるのかと逆に言われまして、承知で捕りにきているので法律的にはできないというのがあるのならば、逆に牧野組合さんの方で捕ってはいけないという看板とかを出してもらえば、例えば下の方ですとキノコ生えていれば取ってはいけないと規制、止め山になっているところありますので、そういう感じで昆虫など捕ってはいけないと看板出してもらえば、地権者の方の承諾を得ているのかと話ができるのですけれども。何もないというのはどうも納得できないというか、巡回していてもスッキリしないのですが。どうでしょうか。

【環境会議・諏訪 飯田氏】

正直そこまで規制することはしなくてもいいと思いますよ。以前この会場だったのがもう十何年前、西蓼科リゾート開発がありましてそのときヒメヒカゲという絶滅危惧Ⅱ種の蝶がいるということで、鱗翅学会の専門家の方が仰っていましたが、飛んでる蝶を捕ること自体は絶滅とはぜんぜん関係なく蝶の繁殖に必要な植物がなくなることが問題だとその方は仰ってました。私リゾート開発地でヒメヒカゲという絶滅危惧Ⅱ種の蝶を捕ってきましたと、大事なことは生活する場所の植物を取るのはまずいけど、採集は一向に構わないと言っていました。そこまで規制しちゃうとこんどとんでもない弊害があると思いますよ。蝶トンボを追っかけると大目に見てあげても、特殊な器具や装置を使つてとるというなら話は変わりますが、そこまで規制するとなるとホント息が詰まりますよ。それでいいんじゃないですかね。あんまり厳しくやったら霧ヶ峰はあれもいけない、これもいけない、何でも禁止じゃ寂しいですよ。

【環境部自然保護課 出口主任】

今、昆虫採取については色々な所で問題となっておりまして、保護の観点あるいは保全という部分で不完全で、一般論となってしまうところもございますが発言させていただきたいと思います。今仰っていただいた法に掛かっていないところ、正式に言いますと自然公園法の特別保護地区では動植物の採取が禁止されている区域がございます、そういった区域の中では採取をしますと罰せられるという法律がございます。今問題となっているのはそういった区域に該当しないところで昆虫採取ということでございますけれども、そういった区域でないところは何らかの法令によって制限を掛けることが難しいことが法の中の解釈でございます。ただ地権者さんの同意を得たうえでそういった行為を行うことが原則であろうと思いますので、民法における立入進入の観点からも地権者さんのご意向を無視して入ることはできませんから、一定の地域の合意が得られることは必要となります。

例えば地主さんが先ほどの止め山制度のような形でそこへの立入をやめてほしいという意思表示が看板などによって、霧ヶ峰という特殊な場所にいるものですので、言葉が悪いのですが、霧ヶ峰ではない平地の部分の例えば県有地ですとかそういったところでも捕れるところでしたら、いっぱいいる所でしたら数のバランスを考慮しながら採取が認められるかと思しますので、そういった場所というのを考えますと一定程度の地権者さんの御協力を得られて看板を設置することは効果があるかと思われます。

【土田座長】

その問題はまた改めてお話ししたいと思います。

事務局から他にお願いします。

【長田課長】

今回の開催予定は2月の下旬に合同庁舎で開催を予定したいと思います。

【土田座長】

只今事務局より次回は2月の下旬に合同庁舎で開催を予定したいと御提案がありました
がよろしいでしょうか。特になければそのようにさせていただきます。

日程が決まり次第早めに皆様に御連絡お願いしたいと思います。

その間におきましても必要に応じ部会や検討会の開催をお願いすることもあります
が、皆さまの御協力をお願いします。

それでは、全ての議事が終了しましたので事務局にお返しします。

【長田課長】

長時間にわたりご熱心な御協議誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第19回霧ヶ峰自然環境保全協議会を終了いたします。ありがとうございました。